

# 自計式農家経済簿の様式改訂に関する考察（Ⅰ）

桂 利 夫

## 1 は し が き

「自計式農家経済簿」はいまさら言うまでもなく、その前身「京大式農家経済簿」として、大槻博士の創作によるものであることは余りにも有名である。その簿記原理は、昭和13年養賢堂から出版された博士の著書「農家経済簿記—その原理と京大式簿記詳説—」をはじめ「農業簿記」「改著農業簿記」「農業簿記精説」等にみることができるが、実用帳簿は昭和9年2月、当時の農林経済調査室から、「京大式農家経済簿」（第1号）として初めて出版された。

創案当初、博士の胸中には記帳を通じて農家の経済感覚を養成するというねらいがあり、小農経済簿記として組立てられたものであるが、その内容は単記・複計算機能を有する理論的かつ実用的完成度の極めて高いものであって、その理論的骨子は現在に至るも改訂されていない。つまり農家の組織構造に変革がない限り、どのような経済情勢の変化にも適応しうる帳簿組織であるとも言えよう。しかし今日まで帳簿様式に関する改訂がなかったわけではない。農業簿記研究施設ではその前身「農林経済調査室」時代を通じて、近畿地域に数十戸の簿記記帳農家を設定し、学生教育のための農家経済調査を行うかたわら、簿記様式の実用的適応性の検証を積み重ねてきたものであり、さらに年々実施する農業簿記講習会を通じて、より実用性の高い農家経済簿記様式への検討が行われてきた。

自計式農家経済簿は、創作後すでに50有余年に及び、その様式はひろくわが国農業簿記の礎石的存在となっているが、現在の帳簿様式をより深く理解するためには、過去における様式改訂のあとを振り返ることも無意味でないと考えられる。本稿では主に自計式農家経済簿の出版年次別様式から改訂のあとを考察するものであり、さらに様式に関する若干の考察を試みるものである。

## 2 自計式農家経済簿の様式改訂とその経緯

### (1) 京大式農家経済簿の創案

京大式農家経済簿（次下 京大式簿記と略称）の基本型の完成は昭和9年2月であるが、創案当時の模様を簡単にみておこう。著作者大槻博士が2年間にわたる簿記・会計学研究を終え、欧米留学から帰国されたのは昭和4年であるが、当時、農経教室内に設置されていた農林経済調査室（大正15年開設）では、当調査室の中心課題とも云うべき農家経済および農業経営調査

を、京大式簿記創案に先がけ昭和2年度より実施されていた。この調査用帳簿は、農林経済学教室編「農家経済調査簿」<sup>1)</sup>と称し、調査記録は現在も農業簿記研究施設に保存されているが、縦書の収入・支出出納簿であって後に完成をみる京大式簿記の原型をなすものではなく、全く関係の無い簿記である。

当調査簿による農家経済調査は、京大式簿記創作までの昭和8年まで継続実施されるが、その様式は理論的に未熟で実用的にも種目分類および集計・決算方式にかなり欠陥がみられ、これに代る新簿記様式の開発が急務であったように察せられる。当時、大槻博士指導の下にこの調査の任に当たられ、また前記大槻博士の「農家経済簿記」出版や京大式簿記創案に協力されたのは調査室に勤務されていた佐山八郎氏と桃山直市氏であるが、佐山氏<sup>2)</sup>は当時を回想して次のように語られている。「かつての農業経済調査簿は原理的にも実務的にも未完成の簿記であって調査担当者は喧々ごうごう論議を交し集計・決算に大変苦労した。大槻先生は、これを如何に理論的に体系化し決算し易い簿記にするかということに大変苦心され、その結果創出されたのが京大式簿記である」と。つまり京大式簿記の創案は、欧米における会計学研究成果とはいえ、直接的動機はこの農家経済調査簿の欠陥是正にあったかと思われる。

また、橋本伝左衛門博士は「農業経済の思い出」の中で、創作当時の模様を次のように述べておられる。「大槻君は帰国早々わが国の実情によくマッチする簿記理論および簿記方式を案出すべく、たいそう苦心した。また新しい講座担当者として学生に対する講義や指導にも必身を労することがひどかったのか、ついに健康を害し長い間引き込んでしまった。私は当時ひどく心配したが、その後幸い回復し、刻苦勉励してついに独自の日本農家向きの農業簿記を創案し、これを『京大式農家経済簿』と称した」<sup>3)</sup> これら述懐は、いずれも大槻博士の京大式簿記創出の苦心を忍ばせるものがある。

- 1) 全面縦書き様式であって、帳簿内容は財産台帳および作業時間・現物出納・現金出納(収入・支出・残高)欄からなる日誌部分で構成されているが、種目分類および決算様式は具備しない。
- 2) 佐山八郎氏は農林省・日本専売公社・農業者大学校(農林省)勤務を経て退官。現在、農林経済学教室洛友会準会員。
- 3) 橋本伝左衛門著『農業経済の思い出』橋本先生長寿記念事業会、昭和48年2月、271頁。

## (2) 帳簿名称と著作者名の変遷

京大式簿記の出版に関わる帳簿名称および著作者は過去において幾度も改称されているが、その変遷を改訂年次別に示せば表1のとおりである。京大式簿記発刊第1号および第2号が、昭和9年2月に農林経済調査室において同時に印刷されている。これら帳簿は現金現物日記帳および労働日記帳を主要簿とする日記帳と財産台帳との2分冊からなり、後に発行される京大式簿記様式の原型をなすものである。しかし様式的内容は未だ流動的な試作段階にあって、農家記帳による実用性の実験用簿記ではなかったかと考えられる。京大式簿記が本格的な実用帳簿として発刊されるのは昭和9年12月西ヶ原刊行会からの京大式簿記からである。

表1 帳簿名と編著者の変遷

帳簿名	編著者名	発行所	発行年	帳簿組織
京大式 農家経済簿	京大農学部 農林経済調査室編	(農経調査室)	昭和9年2月	日記帳(Ⅰ)(現金・労働)と 財産台帳(Ⅱ)に分冊
〃 〃	農林経済調査室 代表大槻正男	西ヶ原刊行会	9年12月	
自計主義 〃	大槻正男編	農村厚生協会	12年12月	
〃 〃	〃	農林省農政局	16年10月	
京大式 〃	農林経済調査室 代表大槻正男	(農経調査室)	18年2月	同上合冊
〃 〃	農林経済調査室 編纂	富 民 社	24年2月	
自計式 〃	〃 〃	〃	29年4月	分冊
〃 〃	大槻正男編	〃	30年2月	
〃 〃	農業簿記研究調査所(施設)編	〃	33年6月	

さて「京大式簿記」という著作者の所属機関を冠した簿記は、ひろく全国にその存在を知らしめるところとなるが、「京大式」名称については著者自身も厳格すぎるように考えておられ、また全国普遍に普及するためには「京大式」という特権的印象の強い名称を避けたいという気持ちがあったように伺える<sup>4)</sup>。

帳簿名に関する以上のような思惑もあって、昭和12年、農村厚生協会からの出版時には、「自計主義農家経済簿」と改称され、同時に編著者名も「農林経済調査室代表大槻正男」から「大槻正男」個人に変えられている。つまり京大色を一掃に削除してしまっている。農村厚生協会出版については、当時、農村経済厚生運動の一貫として農業簿記帳運動が展開されるが、この自計主義農家経済簿を採用したものであろう。なお同帳簿は、昭和16年に農林省農政局でも印刷出版しているが、これは農林省内部での農家経済調査に独自に利用したものと思われる。

この「自計主義農家経済簿」は昭和18年から同29年までの間、再び「京大式」と改称している。編集者名も同様に個人名から農林経済調査室代表大槻正男に改訂されるが、この理由は全国版ではなく農林経済調査室での調査用簿記として印刷したためと推測できる。

以上の経緯からみると、京大式簿記が全国普及版として本格的な普及をみるのは昭和24年からの富民社(現、富民協会)出版以降であったかと思われる。そして29年になると「京大式簿記」が再び改称され、「自計式簿記」となり現在に至るわけである。桑原博士はこの改称について「この簿記は『京大式』を『自計式』と改められた。けだし、その趣旨は創案者の所属機関名を付すよりは、この簿記の内容的特質、すなわち、農家が自ら記帳決算し、自らの経済分析に役立てることを端的に表現することを、より妥当と考えられたことによるものと思われる。」と述べられている<sup>5)</sup>。

他方編著者名は、昭和24年富民社からの出版を機に、農林経済調査室代表大槻正男から博士の名前が削除され調査室編纂となり、さらに30年になると大槻正男編、33年6月大槻博士の定年退官を契機に再び農業簿記研究調査所(施設の前身名)編と再三にわたる目まぐるしい改訂のあとがみられる。特に最後の農業簿記研究調査所編については、今後の簿記改正は農業簿記

研究調査所で行うべきであり、そのためには著作権を大槻博士から調査所に移譲しておく措置としての変更であった<sup>6)</sup>。しかし過去における改訂の真意は今さら分る術もないが、大槻博士自身の業績とこれを支援してきた多数の関係者に対する配慮が、こうした改訂に連がったのではないかとも想像できる。

- 4) 「京大式」名称について、大槻博士は当初から堅苦しいから変名したいという意向があった(佐山八郎氏談)。また、筆者も博士から特権的印象を与えるので自計式に改称した旨を聞き及んでいる。
- 5) 桑原正信著「農業簿記研究施設の回顧と今後の課題」『農業計算学研究』第1号7頁
- 6) 桑原博士は様式の変更については、大槻博士に対して常に遠慮がちであった。特に著作権変更の申出については、たいそう苦慮され、その結果、著者にその任を委せられた。

### (3) 帳簿様式の改訂

帳簿様式の改訂については、①現金現物日記帳様式の改訂、②労働日記帳様式の改訂、③取引分類種目の改訂、④財産台帳様式の改訂の以上4つの様式に限定して、その改訂内容と経緯を考察してみる。

#### 1) 現金現物日記帳様式の改訂

現金現物日記帳様式は周知のごとく京大式簿記の最も特徴的な帳簿部分である。これの変遷過程を示せば表2のとおりである。

上段は昭和9年2月に出版をみた京大式簿記第1号の様式である<sup>7)</sup>。この日記帳の特徴は収入欄が1欄であって、後にみる所得的収入および財産的収入の未分離の状態のものであり、他方支出欄は所得部門支出と家計支出の2欄から構成されていることである。したがって収入取引は所得的収入・財産的収入の区別なく、すべての収入が当収入欄に一括記入される。他方支出取引についても家計費以外の支出、すなわち所得的支出および財産的支出が所得部門支出欄に記入されることになる。

この様式発想の起因は詳かでないが、農家経済構造の想定によるものと考えられる。すなわち大槻博士は、農家経済は土地・資本等の生産要素を保有し、経済活動としては所得経済部面と家計経済部面の2部面からなるものと想定されているが、この生産要素保有を財産管理部面または母体経済部面と理解するならば、農家経済は3部面から構成され、本様式は財産管理部面を所得経済部面に併合したものと理解できるのではないか。いずれにしても京大式簿記の創案段階における興味ぶかい様式である。

中段の帳簿様式は、昭和9年12月出版(西ヶ原刊行会)のものである。収入取引は所得的収入と財産的収入に、他方支出取引は所得的支出、家計支出、財産的支出に区分され、京大式簿記の特徴とも言うべき現金現物日記帳の原型が確立される。このように、現金取引を損益取引(所得的収入・所得的支出・家計支出)と非損益取引(財産的収入・財産的支出)とに大分類記入することにより、組織的な決算方法が確立され農家所得および家計費計算が容易になったわけである。

桂 利夫：自計式農家経済簿の様式改訂に関する考察（Ⅰ）

下段は昭和30年に改訂された様式であり、当様式の摘要欄と現金取引欄の間に数量欄を設けた（昭和37年）のが現在の様式である。また昭和9年から30年にいたる間の改正点は、現金取引欄に「種目」欄を設けたこと（昭和24年）、および「生産及取得現物家計仕向」を「生産物家計仕向け」に改めたことである（昭和30年）。削除された後者の取得現物とは、自家経営によって生産された現物ではなく、他より用役の代価として取得した現物を家計に仕向ける場合を指す。例えば小作料を玄米で受取り、これを家計仕向けする場合には、その見積り額を所得的収入（財産利用収入）と所得的支出（擬制支出）の両欄に記入して一たん所得用資産に計上し、これを家計に仕向ける場合に取得現物家計仕向けとなる。つまりこの名称は現物小作料授受の名残りと言うべきものであって、戦後、現金支払制度の制定と共に不要となった。

なお現在、これに類似する取引が行われた場合には、所得的収入（財産利用収入）と所得的支出（将来販売に供される場合は、雑支出）または家計支出（家計に供される場合は該当種目）に直接分解記入され、家計仕向け欄の記入は必要としない。

表2 現金現物日記帳様式の変遷

（昭和9年2月）

月 日	摘 要	現 金 取 引						生 産 及 取 得 現 物 家 計 仕 向		備 考
		収 入		支 出			残 金	数 量	價 額	
				所得部門支出	家 計 支 出					
		円	円	円	円	円		円		

（昭和9年12月）

月 日	摘 要	現 金 取 引						生 産 及 取 得 現 物 家 計 仕 向		備 考
		収 入		支 出			残 金	数 量	價 額	
		所得的収入	財産的収入	所得的支出	家 計 支 出	財産的支出				
		円	円	円	円	円	円	円		

（昭和30年）

月	摘 要	現 金 取 引						生 産 物 家 計 仕 向 け	
		収 入		支 出			残 金	数 量	価 額
		種 目	所得的収入	財産的収入	種 目	所得的支出			
			円	円		円	円	円	円

2) 労働日記帳様式の改訂

労働日記帳は現金現物日記帳と共に京大式簿記「日記帳」の主要部分をなすものであり、様式の変遷は表3のとおりである。上段に示した様式は昭和9年2月出版のもので、いわゆる試作段階のものである。記録内容は家族員の労働投入日数を日々、人別に記入し、併せて臨時雇の雇用日数および畜力利用日数を把握する仕組みになっている。

中段の様式は、同年12月西ヶ原刊行会出版によるもので、上表がさらに改良され、家族労働および臨時雇用労働が人別のみならず生産部門別にも把握できるようになった。この結果、農業経営分析と共にそれを構成する各種生産部門の詳細な経営分析が可能となり、この時点において労働日記帳様式の原型ができ上がったとみてよい。

爾後、現在にいたるまでの様式改変の経緯を示せば、「雇人への支給まかない見積額」欄および「現物の産出・投入」欄が昭和14年に設けられ、「動力」欄は昭和30年に付加されている。

表3 労働日記帳様式の変遷

(昭和9年2月)

月	主人	妻							臨時雇		牛又 八馬	天候	備考
			男	女	日	日	日	日	日	日			
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日			

(昭和9年12月)

月	人別 部門別 天候	経営主										臨時雇						牛又 八馬	備考	
		計										男		女		計	計			計
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日					
日		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(現在)

月	人別 部門別 天候	経営主							雇用労働							動力		雇ま か な い 支 給 積 額		現物の産出・投入			備 忘 事
		計							男		女		機 具 名	日 数	現 物 名	数 量	産 人 出 部 門 投 名	作 業 種 類					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	部 門	日 数	部 門	日 数											
		日	日	日	日	日	日	日	部 門	日 数	部 門	日 数	部 門	日 数	部 門	日 数	部 門	日 数					
日																							

なお「備考」欄は昭和14年に「備忘記事」に改訂され、昭和30年さらに「作業種類」欄が付加され現在に至っている。

### 3) 現金現物日記帳種目分類の改訂

京大式簿記では、所得経済および家計経済部面の成果計算を容易にするための最少限の分類方法として、多桁式（5桁）の大分類法を採用しているが、さらに大分類を構成内容別に仕訳けるのが種目分類である。

現金現物日記帳における種目分類は、大分類に示したA) 財産的取引種目別分類、B) 所得的収入種目別分類、C) 所得的支出種目別分類および、D) 家計費種目別分類の4分類種目からなり、これらの創作時（昭和9年）および現在（昭和37年改訂）の種目分類表を対比的に表示したのが表4である。

#### (A) 財産的取引種目別分類の改訂

財産的取引とは固定資産（土地・建物・大植物・大動物・大機具）、準現金（預貯金・貸付金・未収金など）および負債（借入金・未払金など）などの非損益的な交換取引である。これらの取引種目の改訂は表にみられるごとく他種目にくらべ比較的少いが、改変種目のみ指摘すると次のとおりである。いずれも昭和37年に改訂されている。

「組合貯金」「郵便貯金」「銀行貯金」を統合して「預貯金」とする。「生命保険」を農協による建物更生共済の発足により、両者を統合して「積立保険」と改称。「組合出資金」をその他の出資金を含めて「出資金」と改称。「株券」および「公社債券」を統合して「有価証券」とするなどの改訂がみられる。

なお参考までに、この間における種目内容例示の変更をみると、大機具の取扱基準が「新調価10円以上」（昭9年）から、戦後インフレ時代には「足踏脱穀機以上」（昭和24年）と物的基準に変更され、さらに機械化が進み足踏脱穀機の使用がみられなくなると再び貨幣基準に変更された（昭和37年改訂）。また大家畜については、従来牛・馬・羊・豚以上としていたが37年改訂により牛・馬のみに限定している。

#### (B) 所得的収入種目別分類の改訂

昭和37年の大巾改訂以前にも農家の所得的収入の実態に即して部分的な訂正がみられる。例えば「補助金及び被贈現金」収入が新設され（昭13年）、「雑穀」が「麦及び雑穀」に改正（昭24年）、また「いも類」が新設された（昭33年）等である。

現在の種目分類は昭和37年の改訂によるものであるが、この改訂の主たるねらいは主要生産部門別所得構成の把握と部門計算を容易にするためのものであり、従来の品目主義による分類を生産部門主義による分類に改めたことである。この改訂により、従来、副産物である稲わら、くず米等の販売収入を「雑収入」に分類していたものが、「稲」作部門に分類されるようになり、生産部門計算のための部門所得把握を容易にした。

併せて、当時の農家の所得構造の変化に即応して、次のごとき種目の統合および新設が行われた。「麦および雑穀」と「いも類」を統合して「麦・雑穀・いも類」に、「特用作生産物」の

表4 現金現物日記帳種目分類の変遷

1) 財産の取引種目別分類				2) 所得の収入種目別分類			
昭和9年		現在(昭和37年改)		昭和9年		現在(昭和37年改)	
土	地	土	地	玄	米		稻
建	物	建	物	雑	穀		麦・雑穀・いも
大	植	大	植	蔬	菜		野 菜
大	動	大	家	果	実		果 実
大	機	大	機	特	用	作	生
組	合	大	預	蚕	畜	生	産
郵	貯	大	貸	養	畜	生	産
便	貯	大	付	林	産	物	品
行	預	未	収	加	工	品	
貸	付	未	収	財	産	利	用
未	収	積	立	賃	銀	俸	給
頼	母	出	有	雑	収	入	
生	命	有	借				
組	合	借	未				
株	社	未					
公	債						
借	入						
未	払						

  

3) 所得の支出種目別分類				4) 家計費種目別分類					
昭和9年		昭和13年		現在(昭和37年改)		昭和9年		現在(昭和37年改)	
小	動	肥	料	種	苗	費	米		米
小	機	飼	料	肥	料	費	麦	及	其
種	苗	桑	葉	農	用	農	副	食	物
蚕	種	蚕	種	飼	料	費	嗜	好	品
肥	料	種	苗	家	畜	費	小	計	(飲
飼	料	小	動	原	材	費	被	服	及
桑	葉	小	機	機	具	費	身	週	品
加	工	加	工	建	物	維	住	居	費
農	兼	諸	材	農	兼	用	家	具	家
農	兼	農	兼	作	業	用	光	熱	費
諸	材	農	兼	支	払	い	保	健	衛
勞	銀	勞	銀	負	債	利	教	育	費
負	債	負	債	支	払	い	修	養	及
借	り	借	賃	借	賃	・	交	際	費
小	作	小	作	水	利	費	冠	婚	葬
耕	地	耕	地	災	害	保	祭	費	諸
水	利	水	利	研	修	費	諸	負	担
租	税	租	税	租	税	公	課		
雜	支	建	物	雜	支	出			
		雜	支						
		擬	制						
		支	出						

範囲を拡大して「その他耕種生産物」に改称、「養畜生産物」の中で「牛乳」および「鶏・卵」を単独種目とし、残りの「養畜生産物」と「蚕繭」を統合して「その他養畜産生産物」となし、さらに農業生産以外の種目では、「年金・恩給収入」を新しく設定している。

(C) 所得的支出種目別分類の改訂

所得的支出種目分類の改訂は創作以降、昭和13年および昭和37年の再度にわたり大改訂が試みられている。表にみるごとく、昭和13年の改訂では、種目表示順位の大巾な変更が行われ、新種目としては「建物維持修繕費」と「擬制支出」が付加されている。この「擬制支出」は前述のように、現物小作料を現金取引に分解記入する場合の擬制的な支出種目であって、他の本質的な所得的支出と区別するための名称であり表示順位は最後に位置づけられている。おそらく記帳農家の取引実態を通じて設定されたものであろう。

つぎに昭和13年の改訂から37年の二次改訂の間には次のような種目の改称と新設がみられる。「耕地整理及び水利組合費」を「水利費」に改称（昭24年）、「農業保険」を新設（昭27年）、「擬制支出」を分かり易く「取得現物処理支出」に改称（昭29年）同削除（昭30年）、「作業用被服」を新設（昭30年）、「農業保険」を「災害保険」に改称（昭30年）、「研修費」を新設（昭33年）、「桑葉」「蚕種」を削除して前者は「飼料」後者は「小動物」へ統合（昭和33年）された。とくに「研修費」の新設は所得税申告に当たっての経費算入費目に関連するものである。

昭和37年改訂では表示順位と種目名称の変更が行われた。表示順位では、従来主要費目順であったものを直接的経費から共通の経費へと配列変更を行い、耕種直接費、養畜直接費、共通物財費、共通用役費の順位におき替えられた。なお名称改訂については次のとおりである。「種苗苗木」を「種苗費」、「小動物」を大中家畜の衛生費をも含めて「家畜費」、「小機具」を大機具維持修繕費を含む「機具費」、「諸材料」を加工原料を含めて「原材料費」、「農兼業光熱」を水道料金を含む「農兼業用光熱水道費」、「労賃」を授受明瞭にするために「支払労賃」、同じく「小作料」を「支払小作料」に改められた。

(D) 家計費種目別分類の改訂

家計費種目は、昭和37年の大改訂までは殆んど修正されていないが、部分的修正として昭和13年に飲食費の1種目として「調味料」が付加され、33年には「嗜好品」が「間食物」（菓子・果物・ジュースなど）と「嗜好品」（タバコ・酒・茶など）に分割された。

昭和37年改正のねらいは、当時から次第に変化をみせ始めた食生活向上に伴う主食・副食の意識低下に対する対応であり、さらにいま1つは、家計費分析結果の診断や比較検討のための標準的種目に対する対応でもあった。したがって当種目改訂は総理府統計局の家計費種目を参考にして行われたものである。

この改訂の特徴は、飲食費の構成種目について、従来からの主食（米・麦及其他）・副食という目的主義による分類を改め、品目主義分類に改訂したことである。（但し飲食費についてのみ）。この結果「副食物」は「野菜・海藻類」「魚・肉・卵・乳類」「調味・油脂類」の3種目に分割されることとなった。その他主要改訂種目は次のとおりである。「嗜好品」と「間

食物」とを再統合して「嗜好品」、「外食」を新設、たばこを「嗜好品」から除去して新種目「たばこ」を設け飲食費より外す、「住居費」および「家具家財費」を統合して「住居・家材費」、「光熱費」に水道料を含めて「光熱・水道費」に、「交際費」に家計の通信費を含めて「交際・通信費」にそれぞれ改訂された。

- 7) 引き続き同年2月第2号様式が出版されており、この時点において財産的取引の分類が試みられた。

### 3 む す び

本稿は、現在筆者の手許に残されてある自計式簿記を出版年次別に整理する過程で、帳簿様式改訂の余りにも多きことに気付き、これを書き留めることは、自計式簿記の本質を理解するうえに多少なりとも役立つものと考え執筆したものである。もとより簿記様式の改定は、実務的な検証があって初めてなし得るものであり、また改訂なくして理論的・実務的簿記の完成は期しがたい。このような意味において改訂回想の意義を見出したいと思うわけである。

さて本稿では取上げた考察では、紙数の関係から「帳簿名称と著作名の変遷」および「帳簿様式の改訂」のうち「現金現物日記帳様式の改訂」「労働日記帳様式の改訂」「種目分類の改訂」に止めざるを得なかったが、なお残された「財産台帳様式の改訂」および自計式簿記の今後の課題ともいふべき「将来の改訂問題」についても、続編として次号に稿を改めたい。